

ホテルニューオータニ大阪 > 宿泊税について

宿泊税について

平成29年1月1日から大阪府条例により宿泊税を導入することとなりました。
ご宿泊料金に応じた宿泊税をご負担いただきますこと何卒ご了承くださいませ。

インターネットでご予約いただく場合、表示される合計金額に宿泊税は含まれている場合と含まれていない場合がございますのでご注意ください。

【宿泊税】

宿泊料金

¥10,000未満

課税されません

¥10,000以上 ¥15,000未満

¥100

¥15,000以上 ¥20,000未満

¥200

¥20,000以上

¥300

※宿泊税の税率は、宿泊料金お1人さま1泊に対する税率です。

※宿泊税における宿泊料金とは、食事料金などを含まない、素泊まりの料金をいいます。

宿泊料金に含まれるもの(課税対象となるもの)

- 素泊まりの料金
- 素泊まりの料金にかかるサービス料

宿泊料金に含まれないもの

- 消費税等の額に相当する金額
- 宿泊以外のサービスに相当する料金
(例) 食事、冷蔵庫の飲料、会議室、結婚式、宴会、フィットネス、クリーニング、電話、駐車場等。

この大阪府の宿泊税に関する条例・規則は

平成28年7月 条例公布

平成29年1月 条例施行の「大阪府宿泊税条例」です。

詳しくは下記、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府の宿泊税について(大阪府ホームページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/index.html>